

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(2-1-8 まちづくり推進費)

080 コミュニティ支援事業費	6,200千円
18 コミュニティ助成事業助成金	6,200千円

1 補正の趣旨

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会が行うコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対し、助成金を交付するもの

2 内 容

コミュニティ助成事業助成金

単位：千円

助成団体名	主な内容	事業費	助成金	補助率
東鱒田二丁目区 自治会	ごみステーションの整備	1,591	1,500	10/10 250万円上限
早水自治会	除雪機の整備	2,328	2,300	
須戸区自治会	エアコンほかコミュニテ ィ活動備品の整備	2,453	2,400	

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(3-1-1 社会福祉総務費)

050 総合福祉センター費	1,048 千円
18 公共施設運営協力金	1,048 千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用中止に伴う利用料金の減収分に対して指定管理料を補填するため、必要な予算措置を行うもの

2 内 容

総合福祉センター	1,048 千円
----------	----------

(3-1-1 社会福祉総務費)

060 生活困窮者自立支援事業費	5,168 千円
10 消耗品費	5 千円
11 通信料	52 千円
11 手数料	11 千円
18 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	5,100 千円

1 補正の趣旨

国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を受け、総合支援資金のさらなる貸付を利用できない困窮世帯に対し、自立支援につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を給付するもの

2 内 容

(1) 給付対象者

総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、次の収入要件、資産要件、就職活動等要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）

ア 収入要件

①市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12 と②生活保護の住宅扶助基準額の合計を超えないこと。

イ 資産要件

世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6月分を超えないこと。ただし100万円を超えないこと。

三条市における収入要件及び資産要件に規定する基準額

世帯 人数	①基準額	②基準額	収入要件 (①+②)	資産要件 (①×6月未満)
1人	78,000円	上限 32,000円	110,000円未満	468,000円未満
2人	115,000円	上限 38,000円	153,000円未満	690,000円未満
3人	141,000円	上限 42,000円	183,000円未満	846,000円未満
4人	175,000円		217,000円未満	1,000,000円未満
5人	209,000円		251,000円未満	

ウ 以下のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

(イ) 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。

(2) 給付額

ア 単身世帯 月額6万円

イ 2人世帯 月額8万円

ウ 3人以上世帯 月額10万円

(3) 支給期間

7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

(4) 財政措置

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

補助率 10/10

(3-3-1 生活保護総務費)

020 一般経費	5,878千円
11 通信料	1,775千円
17 庁用器具費	4,103千円

1 補正の趣旨

国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、生活保護の被保護者に対する訪問調査活動について、新型コロナウイルス感染症対策及び業務の効率化を図るため、オンライン化を行うもの

2 内 容

回線利用料	1,775千円
モバイルルーター、タブレット購入費	4,103千円

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(3-1-4 老人福祉費)

020	高齢者生きがい対策事業費	153千円
18	公共施設運営協力金	153千円
080	高齢者福祉施設費	198千円
18	公共施設運営協力金	198千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用中止に伴う利用料金の減収分に対して指定管理料を補填するため、必要な予算措置を行うもの

2 内 容

(1)	高齢者生きがい対策事業費	153千円
	・三条市中央いきいきセンター	148千円
	・三条市田島いきいきセンター	5千円
(2)	高齢者福祉施設費	198千円
	・三条市老人福祉センター栄寿荘	198千円

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(4-1-1 保健衛生総務費)

090 新型コロナウイルス感染症対策費	3,876千円
11 手数料	3,876千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と濃厚接触者に該当しない程度の接触があった児童等に対してPCR検査を実施するもの

2 内 容

検査費用	14,850円×261回	3,876千円
------	--------------	---------

(10-7-3 体育施設費)

010 社会体育施設費	29,011千円
18 公共施設運営協力金	29,011千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用中止に伴う利用料金の減収分に対して指定管理料を補填するため、必要な予算措置を行うもの

2 内 容

社会体育施設費	29,011千円
・ 体育文化会館	23,004千円
・ 市民プール	1,835千円
・ グリーンスポーツセンター	663千円
・ 栄体育館	3,058千円
・ 大面体育館	78千円
・ 下田体育館	319千円
・ ウェルネスしただ	49千円
・ 栄野球場	1千円
・ 直江テニスコート	4千円

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(10-6-2 社会教育振興費)

030 生涯学習施設費	1,000 千円
17 図書購入費	1,000 千円

1 補正の趣旨

社会教育振興寄附金を受け、現在建設中の図書館等複合施設に所蔵する図書を購入するもの

2 内 容

図書購入費 1,000 千円
現在建設中の図書館等複合施設に所蔵する図書を購入するもの

3 寄附金の調べ

使用目的	金額(円)	寄附者名及び金額等		
		寄附者名(敬称略)	住所	寄附金額(円)
図書館等複合施設図書購入費	1,000,000	(株)矢嶋屋 代表取締役 内田 良治	三条市柳川新田	1,000,000

(10-6-2 社会教育振興費)

030 生涯学習施設費	
18 公共施設運営協力金	496 千円

(10-6-3 公民館費)

010 公民館運営費	
18 公共施設運営協力金	2 千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用中止に伴う利用料金の減収分に対して指定管理料を補填するため、必要な予算措置を行うもの

2 内 容

(1) 生涯学習施設費	496 千円
・ 諸橋轍次記念館	487 千円
・ リージョンセンター	9 千円
(2) 公民館運営費	2 千円
・ 井栗公民館	2 千円

報第 4 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算（専決処分報告）概要

(10-6-3 公民館費)

030 公民館整備費	17,270千円
14 工事請負費	17,270千円

1 補正の趣旨

嵐南公民館大集会室の空調設備の故障に伴い、入替工事を行うため、必要な予算措置を行ったもの

2 内 容

工事請負費	17,270千円
-------	----------

3 専決処分日 令和3年4月14日

報第 5 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算（専決処分報告）概要

（4-1-1 保健衛生総務費）

090 新型コロナウイルス感染症対策費	1,575千円
11 手数料	1,575千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と濃厚接触者に該当しない程度の接触があった教職員等に対してPCR検査を実施するもの

2 内 容

検査費用	14,850円×53人×2回	1,575千円
------	----------------	---------

3 専決処分日 令和3年5月13日

（4-1-2 予防費）

030 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	11,440千円
17 庁用器具費	11,440千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルスワクチンの医療機関での個別接種について、停電等の不測の事態におけるワクチンの一時保管を行う可搬型冷凍庫を購入するもの

2 内 容

可搬型冷凍庫（ディープフリーザー）		
	286,000円×40台	11,440千円

3 専決処分日 令和3年5月13日

報第 5 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算（専決処分報告）概要

(4-1-5 環境衛生費)

030 空家等対策事業費	6,453 千円
14 工事請負費	6,453 千円

1 補正の趣旨

屋上塔屋上部の外壁が強風により剥落するなど、近隣住民等に危険を及ぼす可能性がある空家について、所有者等による管理が見込めないことから、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）に基づき、緊急的に塔屋上部等の撤去工事を行うもの

2 内 容

(1) 工事対象建築物の概要

- ア 地 番 三条市本町一丁目 349 番 2
- イ 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建
- ウ 延床面積 1,113.27 m²
- エ 種 類 映画館・店舗

(2) 工事内容

屋上塔屋上部並びに建物東側の換気扇フード及び室外機等の撤去 6,453千円

(3) 工事を行う理由及び経緯

当該建築物を所有していた会社法人は令和元年7月に新潟地方裁判所三条支部の破産手続き開始決定により解散し、同年9月に同裁判所三条支部の許可を受けて破産管財人が当該建築物及び土地を破産財団から放棄したことから、当該建築物の管理責任を負う者がいない状況が続いていた。

令和3年1月に強風により屋上塔屋上部の外壁の一部が剥離し面する県道に落下したことから、市は当該建築物を特定空家等（放置すれば保安上危険となるおそれのある状態の空家等）に認定し、債権者や同裁判所三条支部と安全対策の実施について協議してきた。

当該建築物は経年劣化が著しく、同年4月18日の強風により屋上塔屋上部の外壁の一部がさらに剥落し、このまま放置すれば塔屋部分の外壁剥落が続き近隣住民等の生命及び財産に危険を及ぼす可能性が予見された。

当該建築物の所有者等は存在せず、市が法に基づき保全措置を命ずる相手を確知できないことから、法第14条第10項の規定により、市が緊急的に塔屋上部等の撤

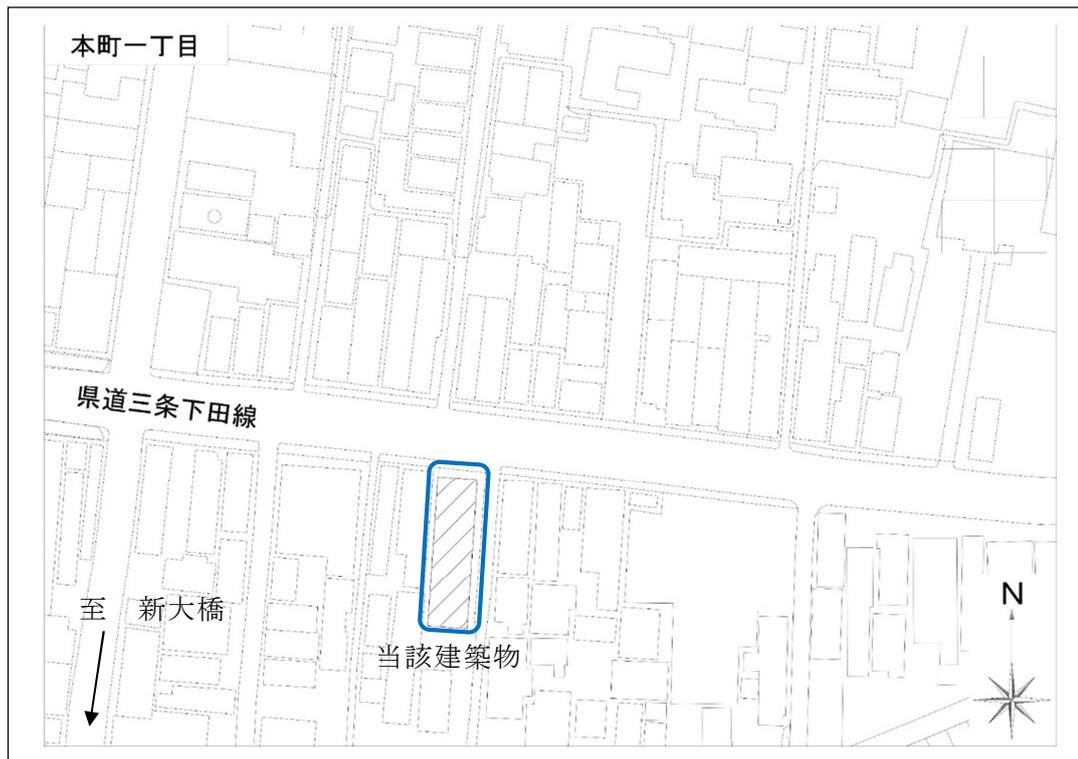
去を行うこととしたもの

(4) 工事スケジュール

令和3年5月28日	工事業者契約、準備工
6月中旬	現場着手、足場設置
7月中旬	屋上塔屋等撤去完了、足場解体
8月10日	工事完了（予定）

3 専決処分日 令和3年5月13日

位置図



状況写真



屋上塔屋西側



屋上塔屋南側

